

# 京都府政府調達苦情検討委員会設置要綱

〔平成8年6月28日  
京都府告示第486号〕

改正 平成20年4月1日 京都府告示第220号

## （設置）

第1条 府が行う調達であって、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の対象となるものに関係する供給者の苦情について、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づき、公平かつ独立した立場から検討を行うため、京都府政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （組織）

第2条 委員会の定数は、5人以内とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札制度及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## （守秘義務）

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## （委員会の庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部入札課が処理する。

## （雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成8年6月28日から施行する。

### 附 則

この告示は、平成20年5月13日から施行し、改正後の京都府政府調達苦情検討委員会設置要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則

この告示は、平成21年5月15日から施行し、改正後の京都府政府調達苦情検討委員会設置要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。